保護者各位

保育園

除去食実施にあたっての確認事項

　　　　保育園では、安全に給食提供を行うことを最優先とし、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を川崎市保育所入所児童等健康管理委員会へ申請し、委員会の審議結果をもとに食物アレルギーの対応を行っています。適切な食物アレルギー対応ができるよう、下記の内容についてご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

**アレルギー対応献立について**

* 食物アレルギー対応献立は、一般食からの原因食品の完全除去を基本としています。
* 個別の献立表を作成し、事前にお渡しします。内容に誤りがないか、これまで食べたことがない食品がないか、ご家庭でご確認いただき、ご不明な点等ある場合は、速やかにご連絡ください。
* 当日の納品状況等により、献立の内容を変更する場合があります。（食物アレルギー原因食品は、除去します。）

**除去食の調理、配膳について**

* 食物アレルギー対応食は、通常の献立と同一の給食室で調理します。調理器具、食器は他の園児と共通のものを使用しますが、丁寧に洗浄、消毒したものを使用します。
* 食物アレルギー児は、個人専用トレー、名札等を使用し、除去の必要がない献立の場合も専用トレーで配膳を行います。
* 園で除去対応しなければならない食品が複数含まれている料理は、その食品全てを除いて作ることがあるため、お子さんが本来食べられる食品も除く場合があります。

**代替食の持参について**

* 除去する食品数や量が多い献立では、給食対応が困難となる場合や成長や発達に欠かせない栄養素が不足する場合があるため、ご家庭から代替食の持参をお願いいたします。
* 代替食は、当日に調理、加熱し、そのまま食べられる形状にしたものを保存容器等に入れ、お持ちください。（ご家庭からお持ちいただいた食材を調理することはできません。）
* 代替食を入れた容器、袋等には、必ず名前を記入してください。また、衛生面を考え、保冷剤、保冷バック等を利用してお持ちください。
* お持ちいただいた代替食は、登園時、職員にお渡しください。保育園で衛生的に管理します。
* 代替食の持参をお忘れになった場合は、保護者の方にご連絡の上、当日の献立から食べられるものを提供します。

**申請書類の提出について**

* 少なくとも年１回は食物除去の継続について医師の指示に基づき、除去食継続申請書の提出をお願いします。除去していた食物を解除する場合は、医師の指示に基づき、除去食解除申請書の提出をお願いします。（継続や解除の場合には、生活管理指導表の提出は不要です。）
* 新たに除去食品が増える場合には、生活管理指導表を提出して下さい。

**緊急時対応について**

* 誤食等の緊急時は、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の手順に従い行動します。
* 災害時の用意として、アレルギー対応の非常食を準備しています。また、アレルギーゼッケンの着用を行います。

(R6.7)